無料

特設行政相談



国の行政機関の行政サービスに関する苦情・要望・意見

行政相談制度とは?

この制度は国民の皆様から国の行政全般について苦情や意見・要望をご相談いただき、必要なあっせん (注)を行って解決を 促進するほか、行政運営の改善に役立てるものです。

□ 時: 令和元年 10 月 10 日(木)、11 日(金)

午前10時 ~ 午後5時(受付は午後4時30分まで)

場所:西武池袋本店7階

東京総合行政相談所(行政・法律・くらしの相談コーナー内)

Tel:03(3987)0229(直通電話)

参加機関:東京法務局·関東総合通信局東京弁護士会·東京税理士会豊島支部

関東管区行政評価局

主 催:総務省関東管区行政評価局・東京行政評価事務所

(注) あっせんを行えない内容(捜査に着手しているもの、裁判をしたもの、不服 申立をしたもの、高度の政策判断・技術的判断を要するもの)がありますので ご注意ください。

総務省 関東管区行政評価局

東京総合行政相談所





西武池袋本店7階

(行政・法律・くらしの相談コーナー内)

午前10時~午後5時

(受付は、午後4時30分まで)

- -般行政相談は毎日(年<u>末年始除く)</u>
- -般行政相談は電話でも受け付けています



〇3 (3987) 0229(直通電話)

9月・10月の専門相談予定表

情報通信相談 【関東総合通信局】	9月17日(火) 10月10日(木)、11日(金)
登記相談 【東京法務局】	9月2日(月)、9日(月)、24日(火) 10月10日(木)、11日(金)
年金相談 【池袋年金事務所】	9月13日(金)
労働相談 【池袋労働基準監督署】	10月17日(木)
遺言、相続等相談 【東京弁護士会】	10月10日(木)、11日(金)
税金相談 【東京税理士会豊島支部】	10月10日(木)、11日(金)
マンション管理相談 【東京都マンション管理士会】	9月10日(火)、28日(土) 10月8日(火)、26日(土)